

新型コロナウイルス

(カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務についての更新)

11月19日、カナダ公衆衛生庁は、カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務について、「カナダ出入国及び旅行に関する措置の変更」として情報を更新しました。その概要は下記のとおりです。

また、公衆衛生庁のウェブサイトで発表全文がご覧いただけますので、あわせてご確認ください。

【カナダ公衆衛生庁ウェブサイト】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html>

【概要】

1 72時間以内に再入国する場合の新型コロナ検査免除

2021年11月30日から、カナダへ入国する権利を持ち、ワクチン接種を完了した者（カナダ国籍者、永住権保持者等）が、カナダを出国してから72時間以内に再入国する場合は、入国前の新型コロナウイルス検査の結果の提示が免除されます。この「72時間以内」の考え方について、航空機の場合、最初にカナダを出発するフライトの出発予定時刻から、カナダに戻るフライトの出発予定時刻までが72時間以内である必要があります。

なお、この免除措置は、12歳未満の同伴子女、及び予防接種に対する医療上の理由でワクチン接種ができない方にも適用されます。

2 認められるワクチンの追加

2021年11月30日から、カナダへの入国（及び一部の検査及び検疫要件の免除）の際に認められるワクチンのリストが拡大（シノファーム、シノバック及びコバクシンが追加）されます。

3 カナダへの入国要件の変更

(1) 2022年1月15日から、現在入国要件が免除されている以下の渡航者は、カナダへの入国の際に認められるワクチンの接種を完了している場合に限り、入国が許可されます。

- ア 家族との再会を目的とした渡航者
- イ 18歳以上の留学生
- ウ プロスポーツ選手とその支援スタッフ、及びアマチュアスポーツ選手
- エ 有効な労働許可を有する個人（農業及び食品製造業を除く）
- オ トラック運転手等を含む、必要不可欠なサービス提供者

(2) 2022年1月14日までの期間に限り、入国要件が免除されている方は、ワクチン未接種又は1回接種であっても、引き続き入国することが可能です。

さらに、入国後、最終目的地への乗継便（乗継便の出発が、カナダに入国する便の出発時刻から24時間以内に予定されていることが条件）に搭乗することが可能となります。しかし、ワクチン未接種又は1回接種の場合は、2022年2月28日以前にカナダを出国する場合を除き、当初の乗り継ぎからさらに飛行便や列車に乗ることはできません。

(3) 2022年1月15日以降、ワクチン未接種又は1回接種している外国人は、新規永住者、再定住難民、及び18歳未満の一部の子供等の限定的な例外に該当する者のみ、カナダ入国が許可されます。

これらの者は引き続き、新型コロナウイルス検査、検疫及びその他の入国要件の対象となります。

4 連邦政府の統制する交通機関でのワクチン接種の義務化

(1) 2021年11月30日から、連邦政府の統制する航空機及び鉄道を利用したカナダ国内の旅行にあたって、新型コロナウイルス検査はワクチン接種の代替手段として受け入れられなくなります。

12歳4か月以上の旅行者は、以下の限られた免除対象に該当しない限り、航空機や鉄道を利用するためには、ワクチンの接種を完了しなければなりません。

- ア 医療上の理由でワクチン接種ができない場合
- イ 必要不可欠又は緊急の医療サービスや治療を受ける場合
- ウ 誠実な信仰上の理由による場合
- エ 緊急の旅行の場合
- オ 国益にかなう他の旅行を行う場合

(2) 旅行者が上記4(1)ア～エの免除対象に該当するか考慮するための手続きは、航空会社及び鉄道会社が行います。

ご自身が免除対象になると考える旅行者は、利用予定の航空会社又は鉄道会社に連絡し、その承認手続きに従って、必要な書式を入手・提出してください（書式は2021年11月30日から入手可能）。

4 (1) オに関しては、Transport Canada が手続きを行います。免除を与えられた旅行者は、搭乗前72時間以内の新型コロナ検査結果が必要です。

(3) カナダ国籍者、永住権保持者等は、ワクチン未接種又は1回接種のみの場合でも、カナダへの入国が認められます。

しかしながら、その入国地点からの、航空機又は鉄道を利用した乗り継ぎ便でカナダ国内を移動することは認められません。

(4) カナダ国内に一時的に滞在する外国人で、ワクチン未接種又は1回接種のみでカナダに入国している者については、2022年2月28日までの間、ワクチン接種を完了することなく国外へ退去することが認められます。

それ以降は、カナダ国内で航空機又は鉄道を利用するためには、ワクチン接種を完了している必要があります。

【カナダ公衆衛生庁ウェブサイト】

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html>

【カナダ連邦政府のお問い合わせ先電話番号（COVID-19 information line）】

1-833-784-4397

在モンリオール日本国総領事館 領事班

Tel : 1-514-866-3429

メール : consul@mt.mofa.go.jp

当館 HP : <https://www.montreal.ca.emb-japan.go.jp>

当館 Facebook : <https://www.facebook.com/JapanConsMontreal>

当館 Twitter : @JaponMontreal <https://twitter.com/JaponMontreal>